#### 1.概要

老人保健制度は、本格的な高齢化の到来に対応し、疾病の予防から治療、機能訓練に至る総合的な保健事業を実施するとともに、老人医療費を国民皆で公平に負担することを目的として、昭和58年2月に施行された。その後、長期に安定した老人保健制度の維持及び必要な医療費確保とサービスの向上を目的とした改正を経て現在の制度となっている。

しかしながら、年々加速する高齢化に伴い各保険者への負担が健康保険組合等の財政を 圧迫しており、社会的な問題となってきた。このような事を踏まえ、平成 13 年 1 月より老 人保健法が改正されたが、平成 14 年 10 月に患者負担の見直し・老人医療の対象年齢の引き上げ・高額医療費の取扱い等の改正が行われた。さらに、将来にわたり医療保険制度を 持続可能なものとしていくため「医療制度改革大綱」に沿って平成 20 年度から 75 歳以上 の高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度が創設されることになった。茨城県において は、75 歳以上の後期高齢者医療の事務を処理するため県内の全市町村が加入する「茨城県 後期高齢者医療広域連合」が平成 19 年 1 月 24 日付で設立された。

### 2. 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は,6,687,449千円で、昨年と比較して3.3%の増となる。

#### 歳入(当初予算比)

(単位:千円)

			<u> </u>			
	X	分		平成 19 年度	平成 18 年度	増 減 率
支	払 基 金	交负	金	3,393,669	3,462,110	2.0
国	庫支	出	金	2,156,130	1,966,999	9.6
県	支	出	金	518,933	491,649	5.5
繰	入		金	603,709	538,172	12.2
繰	越	į	金	10,000	10,000	0.0
諸	収		λ	5,008	5,008	0.0
	歳入記	合計		6,687,449	6,473,938	3.3

#### 歳 出(当初予算比)

(単位:千円)

	X	分		平成 19 年度	平成 18 年度	増 減 率
総	矛	务	費	75,181	36,927	103.6
医	療	諸	費	6,512,263	6,417,009	1.5
諸	支	出	金	90,005	10,002	799.9
予	1	<b></b>	費	10,000	10,000	0.0
歳出合計			6,687,449	6,473,938	3.3	

# 1総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当:国保年金課] P.100

7001 老人保健医療事務に要する経費 41,763,000円(12,815,000円)

[県400,000円 その他41,363,000円]

\*特財積算根拠

[国補:老人医療費適正化推進事業国庫補助金 400,000 円]

〇内容

老人保健医療事務に係る経費であるが、平成20年4月に創設される新たな後期高齢者医療制度「茨城県後期高齢者医療広域連合」の経費が計上されている。主なものとして保険料の賦課及び徴収に係る経費・被保険者証等の交付に係る経費・構成市町村が広域連合に対して負担する分担金である。

役務費 後期高齢者被保険者証等郵送料 4,477,000 円

負・補・交 茨城県後期高齢者医療広域連合市負担金 21,463,000円

# 2 医療諸費

1 医療諸費 1 医療給付費

[担当:国保年金課] P.102

7201 老人保健医療給付に要する経費 6,372,000,000円(6,282,000,000円)

[国・県 2,548,219,000 円 その他 3,823,781,000 円]

\*特財積算根拠

[国負:医療費国庫負担金 2,038,575,000円]

[県負:医療費県負担金 509,644,000円]

[基金交: 医療費支払基金交付金 3,313,633,000 円]

[繰入金:一般会計繰入金 505,148,000 円]

[諸収入:第三者納付金 5,000,000円]

〇内容

老人保健法に基づき、老人医療受給者に対して疾病・負傷に関する診療・調剤、治療材料 等の支給、処置・手術に関する療養費の現物給付を行う。

### 受給者数の状況

年 度	旧取手市	旧藤代町	
平成 18 年度	9,228 人(平成 18 年 12 月)		
平成 17 年度末	9,541 人		
平成 16 年度末	6,821人	3,101人	
平成 15 年度末	7,132人	3,241 人	

### 医療費給付の状況

区分	平成 19 年度予算額	平成 18 年度支出見込額	平成 17 年度支出済額
国保老人	5,332,000,000円	5,365,158,000円	5,269,967,446 円
社保老人	1,040,000,000 円	1,030,000,000 円	1,035,172,267 円
歳出合計	6,372,000,000 円	6,395,158,000 円	6,305,139,713 円

# 1 医療諸費 2 医療費支給費

[担当:国保年金課] P.102

7201 老人保健医療支給に要する経費 117,192,000円(111,600,000円)

[国・県 46,443,000円 その他 70,749,000円]

\*特財積算根拠

[国負:医療費国庫負担金 (現金分) 37,155,000 円]

[県負:医療費県負担金 (現金分) 9,288,000円]

[基金交: 医療費支払基金交付金 (現金分) 56,963,000 円]

[繰入金:一般会計繰入金 (現金分) 13,786,000 円]

#### 〇内容

老人保健法に基づき、老人医療受給者に対して柔道整復、ハリ・灸、あんま・マッサージ等の施術に関する療養費の現金給付を行う。

## 医療費支給費内訳

(単位:円)

区分	平成 19 年度予算額	平成 18 年度支出見込額
一般診療	50,000	26,000
食事療養費差額	10,000	15,000
補装具	4,000,000	3,850,000
柔道整復師	58,000,000	48,246,000
あんま・マッサージ	9,000,000	8,920,000
ハリ・灸	1,000,000	853,000
高額医療費	45,132,000	49,690,000
計	117,192,000	111,600,000